

税だより

マイホームと税金

現在借家に住んでいる人は、いつか自分の家を持ちたいと考え、

多くの方がマイホームづくりの夢を持っておられるようです。しかし、実際にマイホームづくりになるといろいろの問題がでてきます。税金のこともその一つです。

そこで、マイホームづくりに関係のある税金について、そのあらましを説明しましょう。

〈登録免許税〉

土地や建物などの不動産を取得すると、所有権の取得に関する登記をしますが、その登記の際に登録免許税がかかります。

この税金は、取得した不動産の価額に税率を掛けて税額を算出し、登記申請の際に納付することになっています。不動産の価額は、原則として役場に備付けてある固定資産税台帳に記載されている評価額によります。

税率は次のとおりです。

一 新築の場合の所有権の保存登記 ○、六%

二 売買による所有権の移転登記 五%

三 相続による所有権の移転登記 ○、六%

四、贈与による所有権の移転登記 二、五%

ただし、自分で新築した住宅の所有権の保存登記や建売業者などから購入した新築住宅の所有権の移転登記については特例があり、その登記が次の要件にあてはまっていれば、一、二の税率はいずれも○、二%になります。

①昭和五十四年三月三十一日までに取得した自分が住むための新築住宅であること。

②新築後一年以内の登記であること。

③その住宅の床面積が一六五平方メートル以下三〇平方メートル以上であること。

この税率の特例は、登記申請書に、その登記をしようとする住宅が前記の要件にあてはまる新築住宅である旨の市区町村長の証明書が添付がある場合に限り適用されます。

〈不動産取得税〉

土地や建物などの不動産を取得したときには、不動産取得税がかかります。この税金は、国税ではなく県税です。

取得税は、不動産の価額に三%の税率を掛けて算出します。この

不動産価額は、登録免許税の場合と同様に、固定資産課税台帳に記載されている評価額によります。

なを、新築住宅や新築住宅用地を取得したときは、次のように税金が軽減されます。

一 住宅を新築したり、新築住宅を購入したときは、その不動産価額から三五〇万円が控除されます。

二 新築住宅用地を取得した日から二年以内に住宅を新築するなど一定の要件にあてはまれば、次のどちらか多い方の額が、不動産取得税額から控除されます。
(一)一五〇万円に三%を掛けた額 (四万五千元)

(二)新築住宅の床面積の二倍の面積 (二〇〇平方メートルが限度)の土地の価額に三%を掛けた額。

住宅統計調査に

ご協力を!!



住宅統計調査

十月一日には、全国的な規模で住宅統計調査が行われます。

この調査は、住宅関係の施策に必要な統計をつくるための最も基本的な調査で、今回の調査は七回目です。

この調査の結果により、住宅建設計画、都市計画、環境整備計画などの基礎資料として利用されます。

調査は十月一日現在で全国いっせいに進行しますが、調査員は、九月二十四日から三十日までの間に調査票を配り、十月一日から五日の間に取り集めることになっておりますので、ご協力をお願いします。

この調査票に書かれた事柄は統計を作るためのものであり、他の目的に使用することはありませぬので、正確な申告をしてくださるようお願いいたします。

尚、くわしくは、役場企画係までお問い合わせください。

有線 二〇二一〇三
電話 (4) 一二一内線26

楽しい一日を

(敬老行事)

町、社会福祉協議会では、老人福祉週間の一環行事として、七〇才以上の老人を対象に、本年も敬老行事を次のとおり行います。

一 日時 九月十六日午前十時

二、場所 光中学校体育館

なを、午後からは、暁輝夫一座による歌と、おどり、手品、曲芸など、盛りたくさんの演芸があります。

きれいな砂浜

呼びかけ清掃



汗を流す老人たち

光楽園老人ホームの老人たちは、七月二十五日の日曜日(八月二十日)までの毎日曜日、木戸浜海水浴場の清掃奉仕に四十人余りが、汗を流してくれました。「海をきれいにする心」などと書かれたタスキをかけ、ゴミを拾い回り、海水浴場から大変喜ばれ、老人ホームの人達も、これから毎年海水浴シーズンには、活動を続けていき、きれいな砂浜にしようと言っていました。